

補助制度に関するQ&A

Q1 どのような補助金制度ですか？

「灯油」の暖房や給湯機器は、「電気」や「ガス」のものよりもCO₂排出量が多いことから、暖房や給湯機器を「灯油」から「電気」や「ガス」を熱源とする省エネ機器へ切り替える市民に対して、機器の導入費用の一部を補助することで、住宅からの温室効果ガス排出量の削減を目指します。

Q2 家を新築する予定ですが、補助対象ですか？

新築は、補助対象外となります。

Q3 「電気」や「ガス」を使った暖房や給湯機器を使っていますが、補助対象になりますか？

「電気」や「ガス」を使った暖房や給湯機器を使っている方は、補助対象外となります。
暖房や給湯機器を「灯油」から「電気」や「ガス」に切り替える場合が対象となります。

Q4 「灯油」のボイラーによる集中暖房を使っていますが、補助対象になりますか？

灯油のボイラーによる集中暖房は、補助対象外となります。
煙突や給排気筒がある灯油ストーブから切り替える場合が対象となります。

Q5 補助交付要件の「CO₂の削減が30%以上の効果」は、どのように計算しますか？

CO₂削減効果を簡易的に計算するシート(様式9)がありますので、そのシートへ必要事項を記載すると自動的にCO₂削減効果を計算できます。

Q6 「灯油」から「電気」や「ガス」への切替は、簡単にできるものですか？

切替には、お住まいの住宅の環境(立地、断熱性能など)によって、必要な工事内容が変わりますので、工事業者と十分に調整をお願いします。
特に、集合住宅に関しては、切替について管理組合などと協議が必要となる場合がありますので、十分にご調整をお願いします。

Q7 既に機器を設置済みの場合は、補助対象となりますか？

補助対象になりません。
本補助制度への申込完了時に発行される補助金申請受理決定書の受理後に、機器の購入契約を締結してください。

Q8 制度を利用したいですが、単身赴任で札幌市内に妻(または夫)しか住んでいません。

市内にお住まいの方(この場合は妻または夫)が申し込んでいただければ受付可能です。ただし、原則として提出書類がお住まいの方(この場合は妻または夫)の名義となる必要があります。

Q9 工事業者が手続きの代行をできますか？

できます。
ただし、申請内容や書類の準備について申込者と十分に調整のうえ、手続きを代行してください。

Q10 二世帯住宅に機器をそれぞれ設置予定です。それぞれの世帯で申し込みできますか？

設備が分かれていれば、それぞれの世帯で申し込みできます。
ただし、世帯が分かれていることを住民票(写し)で確認させていただきます。

Q11 申請書類の返却は可能ですか？

提出された申請書類は返却いたしません。
そのため、手元に控えを1部ご用意ください。

Q12 書類の持込みによる申請はできますか？

書類の持込による申請はできません。
書類はすべて郵送(日本郵便のサービスのみ)にて受け付けます。

Q13 設置が完了しました。完了届(補助金交付申請兼完了届)に必要な添付書類は、全て揃えなければ受付できませんか？

全て揃っていない場合は受付できません。

Q14 住民票は原本を提出しなければならないでしょうか？

住民票の写し(証明日が記載され、証明者が押印されているものに限る)は、コピーの提出で構いません。

Q15 住民票はどこで請求できますか？

住民票は各区役所、篠路出張所、定山溪出張所、大通証明サービスコーナー及び各まちづくりセンターにて請求可能です(まちづくりセンターは取次のみ)。
また、マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの取得もできます。

Q16 新品の設備を証明する書類はどんなものですか？

保証書(名前、住所、日付、型式、施工業者名等の記載があるもの)、施工業者による新品を設置したことを証明する書類(記載例として参考様式<製品証明書>を札幌市ホームページに掲載)です。

Q17 補助金の交付を受けた場合の確定申告はどのように実施したらよいでしょうか？

補助金の交付決定時に交付する「補助金交付決定及び確定通知書」を確定申告とともに提出してください。
なお、札幌市にて税理士による税の相談窓口(011-211-2075)を開設しておりますので、ご活用ください。

Q18 国、札幌市等による他の補助金との併用は可能ですか？

併用できません。

Q19 補助の対象外となる費用はありますか？

既設設備の撤去費用、設置工事で発生する廃棄物処理費用、消費税などは補助の対象外になります。

上記のQ&Aのほか、詳しくは要綱・要領をご確認ください！

※当補助金は札幌市が環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、間接的に補助するものです。

「札幌市 エネルギー源転換補助金制度」で検索！

札幌市 エネルギー源転換補助金制度

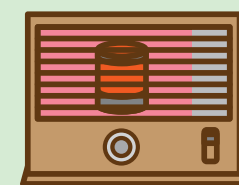
検索

エネルギー源転換補助金制度のご案内

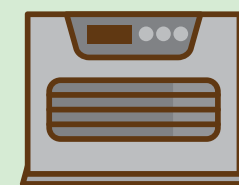
機器購入前に
事前申込が
必要です！

〔灯油暖房、灯油給湯ボイラー〕から
〔寒冷地エアコン、エコキュート、エコジョーズとコレモ〕へ
切替を行う市民の方へ、要件に該当する場合に**補助対象経費の1/2を補助**します！

灯油暖房（煙突や給排気筒がある灯油暖房）

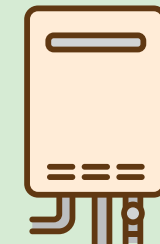


輻射暖房

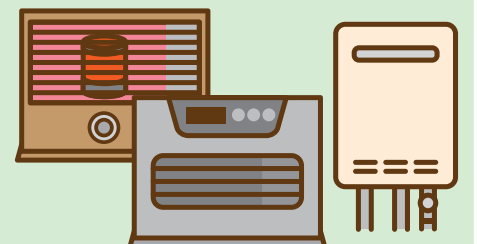


温風暖房

灯油給湯ボイラー

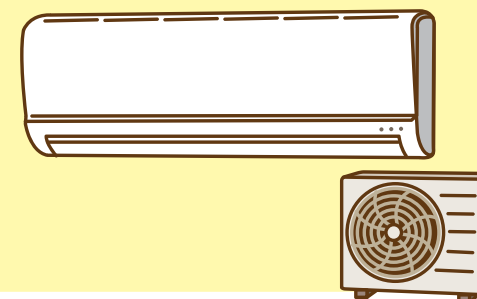


灯油暖房と灯油給湯ボイラー

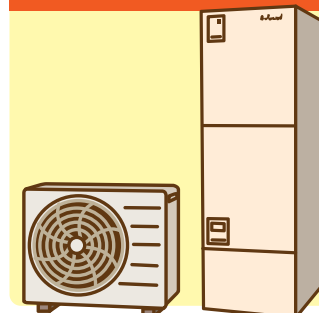


補助対象経費の1/2を補助

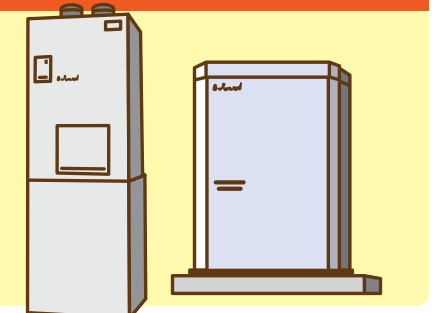
寒冷地エアコン



エコキュート



エコジョーズとコレモ



概 要
積雪寒冷地では、住宅の暖房や給湯によるCO₂排出量が多い傾向にあります。
灯油の暖房や給湯は、電気やガスのものよりCO₂排出量が多いことから、札幌市では、暖房・給湯機器を灯油から、電気やガスを熱源とする省エネ機器へ転換する市民の方に対して機器の導入費用の一部を補助し、CO₂排出量の削減を目指します。

補助対象機器・補助額

補助対象機器	補助額(補助対象費用の1/2)
寒冷地エアコン	上限 350,000円
エコキュート	上限 400,000円
エコジョーズとコレモ	上限 750,000円

申込に関するお問い合わせ及び申込先

送付先

〒065-0012 札幌北十二条郵便局留め 「エネルギー源転換補助金受付係」

お問い合わせ
電話番号

011-700-0699 「エネルギー源転換補助金受付係」

【受付時間】 平日午前10時～午後5時30分まで(土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は受付していません)

※郵送時の注意:郵便局留めのため、日本郵便以外の郵便サービスは返送される場合があります。

札幌市環境局

みらいを思う
Think Green
環境部
SAPP
-R0

さっぽろ
02-J02-25-1464
R7-2-1049

申込
期間

令和7年6月30日～令和8年1月30日

先着順にて受付。予算額に達し次第、募集を終了します。

補助を受けることができる条件

- ・既存の住宅で使用している灯油暖房・給湯機器から電気・ガスへの切替を行うこと。
なお、既設の灯油暖房機器は、煙突や給排気筒がある灯油暖房機とし、温水ボイラーによる暖房方式は対象外。
- ・切替前後の設備を比較し、CO₂換算で30%以上の省エネ効果が得られること。

補助 対象者

- (1) 市民である者。(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者)
- (2) 札幌市税の滞納がない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)でない者。
- (4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日(以下「同一年度」という。)内において、本要綱による補助金交付決定を受けていない者。
- (5) 自ら居住する市内の住宅に、対象機器を自ら購入し、設置しようとする者。

申込 条件

- (1) 既設の暖房、給湯機器が灯油を使用する機器であること。
- (2) 既設の設備を撤去し、電気やガスを使用する対象機器に更新すること。
- (3) 既設の設備に比べ、更新後の設備がCO₂換算で30%以上の省エネ効果があること。
- (4) 国、札幌市等による同様の補助金等の交付を受けないものであること。
- (5) 耐用年数期間中は撤去した設備に代わる灯油の機器を設置しないこと。
- (6) 札幌市が毎年行う、モニター調査に回答すること。

機器 要件

下記の要件に加え、メーカー指定の環境条件に設置し、未使用品(中古品は対象外)であること

寒冷地エアコン

- ・ JIS C 9612:2013解説表に記載の寒冷地最低外気温度(-15℃以下)で、JIS B 8615-1:2013の運転性能要求事項を満たすこと
- ・ 通年エネルギー消費効率(APF)5.1以上
- ・ 撤去する既設設備は新設設備の暖房効果がおよぶ空間的な繋がりを有すること

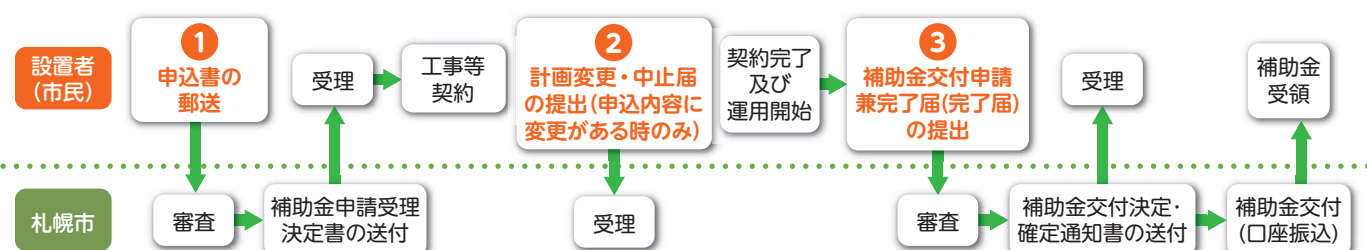
エコキュート

- ・ CO₂を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ給湯器であること
- ・ 寒冷地年間給湯効率もしくは寒冷地年間給湯保温効率(熱回収なし)2.7以上

エコジョーズとコレモ

- ・ 天然ガスまたはLPガスを燃料とし、熱の供給を主目的としたシステムであること
- ・ JIA製品認証された製品であること

申込から補助金受領までの流れ



※完了届提出期限までに、補助金交付申請兼完了届を提出していただく必要があります。

手続きの流れ・財産処分の制限・ モニターについて

①申込方法

(様式1)申込書に(様式9)CO₂削減効果簡易計算シート、(様式10)誓約書を添付し、募集期間内に応募してください。

※様式9提出の際は、様式に記載した値がわかるカタログなどの写しもご提出ください。

各種様式は、ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/energy/hojo/energytenkan.html>)

郵送のみの受付となります。



▲HPIはこちら

②計画変更・中止届の提出

申込時と工事内容等に変更が生じた場合、または補助金申請を中止する場合は、(様式3)計画変更・中止届を提出してください。ただし、この届出による対象機器の変更及び追加や補助金額の増額はできません。

③補助金交付申請兼完了届(完了届)の提出

提出期日までに(様式4)補助金交付申請兼完了届及び、下記の添付書類を申込先の住所まで郵送してください。

●添付書類

1. 申請者の住民票の写し又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、マイナンバーカードの表面の写し(いずれかひとつ)
※記載されている住所と機器の設置場所が一致している場合に限る。
2. 対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用と契約した日が判る書類
例：見積書および契約書 等
※内訳がわからないものは受付できません。
3. 新品を設置したことを証明できる書類
例：機器の保証書の写し、製品証明書 等
※機器取得日(引渡日)、対象機種、申請者が記載されていないものは受付できません。
4. 機器設置前後の写真
※撤去機器、撤去状況の写真及び設置状況や機器の銘板など、写真の不明瞭な場合は受付できません。
5. 工事費用を支払ったことが確認できる書類
例：領収書、レシート、クレジットカードの使用明細書 等
6. 補助金の振込先(銀行名・支店、口座名義(カタカナ)、口座番号)がわかる書類
例：通帳の写し、インターネットでの表示画面 等
7. 機器改修の前後CO₂換算で30%以上の省エネ効果がわかる資料
計算に使用した数字がわかる製品カタログなどの根拠 等
8. 申請者用提出書類チェックシート
(様式11)提出書類チェックシートを提出してください。

補助金交付申請兼完了届(完了届)の提出期限について

機器の設置工事が完了したことを示す(様式4)補助金交付申請兼完了届の提出期限は、対象機器を取得した日の翌日を起算日として、60日を経過する日となります。

ただし、起算した提出期限が令和8年2月27日を過ぎる場合には、令和8年2月27日が提出期限となります。

(提出期限日までの消印有効。)

財産処分の制限

対象機器を法定耐用年数の期間内に廃棄する場合は、廃棄する前に(様式6)財産処分承認申請書の提出が必要となります。

なお、使用しない期間に応じて補助金を返還していただく場合があります。

モニター制度

本補助金の交付者には、モニターとなっていただき、補助対象機器設置後の使用状況などについての調査にご協力いただきます。

また、広報誌等への取材協力をお願いすることがあります。